

注)「進学届」を進学学校へ提出したあと、この書類は生徒本人が保管してください。

# 予約奨学生の手続きについて

平成 31 年 1 月 10 日

受付番号 29999 氏名 シヨウカク ノゾミ

学校名 大阪府育英会中学校

公益財団法人 大阪府育英会

あなたは、下記のとおり平成31年度予約奨学生として「採用」しています。

平成31年4月に学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校（修業年限1年以上の学科の高等課程）へ進学し、奨学資金の貸付が必要な場合は、右の「進学届」及び「奨学資金借用証書」を進学先学校を通じて育英会へ提出することにより、奨学生として「本採用」になります。

### 【審査結果】

・奨学資金は、国公立・私立のどちらの学校へ進学した場合も貸付できます。

### 貸付までの流れ

- ① 審査結果に該当する学校へ進学することが確定し、奨学資金の貸付が必要な場合は、「進学届」及び「奨学資金借用証書」を記入し、平成31年4月8日(月)までに進学先の高校等へ書類を提出します。
- ② 高校等を通じて育英会へ手続き書類が提出されます。
- ③ 平成31年5月下旬頃、高校等を通じて「本採用」の通知書が生徒本人へ交付されます。
- ④ 平成31年5月30日に生徒名義の口座へ振込みます。

## 注意事項（必ず、よく読んでください。）

- 1) 右の「進学届」及び別紙「奨学資金借用証書」に必要な事項を正確に記入し、入学後、下記期限までに進学先学校へ「進学届」、「奨学資金借用証書」を提出してください。なお、進学先の高校等が別に締切日を定める場合は、高校等が指定する締切日までに提出してください。

**進学先学校への提出期限は、平成31年4月8日(月)です。**

- 2) 提出期限までに「進学届」、「奨学資金借用証書」の提出がないときは、奨学生を辞退されたものとみなします。進学後の事情の変化で、奨学資金の貸付が不要となった場合は、「進学届」、「奨学資金借用証書」の提出は不要です。
- 3) 「進学届」、「奨学資金借用証書」を提出された方は、在学生を対象とする育英会の奨学生募集に申込みをする必要はありません。
- 4) 国や大阪府の支援金等の制度について、内容に変更が生じた場合は、貸付額が変わる場合があります。
- 5) 奨学資金は、奨学生（生徒）本人の口座へ次のとおり振込みます。

振込先口座 ゆうちょ銀行

貸付期間は、進学した学校の正規の最短修業期間です。

第1回目は 平成31年5月30日	第2回目は 平成31年10月11日	第3回目は 平成32年1月30日
---------------------	----------------------	---------------------

※貸付額により、第2回目、第3回目の貸付がある場合があります。

- 6) 貸付を受けた奨学金については、今までに貸付を受けた金額及び時期を学校長を経て通知いたします。
- 7) 奨学金の返還は、高等学校等を卒業後6ヶ月を経てから、定められた返還金額を借用人（生徒本人）の預貯金口座から振替で返還していただきます。

☆お問い合わせは 公益財団法人大阪府育英会 採用貸付課  
〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階  
☎06-6357-6272（ダイヤルイン）  
業務時間 平日 9:00~17:30  
ホームページ(URL) http://www.fu-ikuei.or.jp

高等学校等  
提出用

B

見本

進学学校  
制印  
(受付)

注) 進学届の  の太枠欄のところは、各自が正確に記入してください。

-平成31年度-  
公益財団法人大阪府育英会 理事長 様

進学届

様式第16号 受付番号 29999

年 月 日

このたび、下記の学校へ進学しましたので、お届けいたします。

注)氏名が変わったときは記入してください。

本人氏名	シヨウカク ノゾミ	生年月日	フリガナ
	7 56	年 月 日	改氏名
57 63 64	住所	171 172 自宅電話	186 187 携帯電話

連帯保証人氏名	202フリガナ	226 227	生年月日	大 正 和	277 いずれかに○印	283
284 290 291	住所	398 399	自宅電話	413 414	携帯電話	428

進学先学校名	該当欄に○をつけてください。	学科名	卒業予定年月	最短修業年限
学校	1 全日制 3 通信制		西暦 年 月 年 月 日	年 月 日
	2 定時制 4 多部制		2 0 16 18 20 21 22	

※進学先学校への提出期限は、平成31年4月8日(月)です。  
なお、進学先の高校等が別に締切日を定める場合は、高校等が指定する締切日までに提出してください。

### 私立の高等学校等に進学された方のみ記入

進学された学校の年額授業料のみを記入してください。進学先の学校設置者から授業料の減額又は免除を受ける者（特待生）は、特待生にチェック「レ」をし、減じた額を記入してください。 特待生

年 額 授 業 料 (私立のみ記入)
23 24 25 26 27 28 29 30
0 十 万 万 千 百 十 円

### 国公立の高等学校等（高等専門学校は除く）に進学された方

○国から授業料相当額の就学支援金が支給され、授業料が無償となることから、「貸付限度額（年額）」は「10万円」となります。

### 大阪府の就学支援推進校（全日制）である私立高等学校、高等専修学校等に進学された方

○下記記載の「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」の合計額が60万円又は30万円となる場合、「貸付限度額（年額）」は「10万円」です。

○下記記載の「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」の合計額が50万円で、

・私立高校生を含んで2人の子どもを扶養する世帯の場合、「貸付限度額（年額）」は「20万円」です。

・私立高校生を含んで3人の子どもを扶養する世帯の場合、奨学資金の貸付対象外です。

○下記記載の「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」の合計額が40万円となる場合、「貸付限度額（年額）」は「30万円」です。

○下記記載の「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」の合計額が0円となる場合、

又は、「国・就学支援金見込額」と「大阪府・授業料支援補助金見込額」の合計額が118,800円で私立高校生のみ1人の子どもを扶養する世帯の場合、「貸付限度額（年額）」は「24万円」です。

### ◆上記以外の学校（高等専門学校、大阪府外の私立高等学校等、私立の通信制高等学校等）に進学された方

○別紙「大阪府育英会奨学資金の貸付限度額（年額）の計算方法について」をご参照ください。

国・就学支援金見込額	大阪府・授業料支援補助金見込額
297,000 円	303,000 円

- 提出された「収入に関する証明書等」に基づき、育英会が独自に平成30年度の制度内容で国及び大阪府から補助されるであろう見込額を算定しています。
- 国や大阪府の支援金等の制度について、内容に変更が生じた場合は、貸付額が変わる場合があります。

「貸付限度額（年額）」の範囲内で「希望する借入金額（年額）」を記入してください。

貸付限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。  
また、貸付限度額未満を希望する場合は、1万円単位となります。

希望する借入金額（年額）					
31	32	33	34	35	36
0	十	万	万	千	百 十 円

### ↓ 注) 育英会使用欄（この欄には記入しないでください。）

学 校 番 号	枝	区	学 科
7	11 12	13	14 15